

## 最終的な取りまとめに向けての意見

平成25年6月6日

法曹養成制度検討会議委員 和田吉弘

- 1 本検討会議は、1か月間のパブリックコメントの手続を経て、5月30日に再開し（第13回会議）、残された時間で最終的な取りまとめに向けて議論を進めることになっている。

本検討会議としては、4月上旬に「中間的取りまとめ」を発表してそれに対するパブリックコメントを募集したのであるから、そのパブリックコメントの結果を十分に踏まえて議論し直すべき問題は議論する、という姿勢が重要であると思う。しかし、少なくとも第13回会議においては残念ながらそのような動きにはなっていないように思われるので、あえて意見を述べさせていただくことにした次第である。

- 2 パブリックコメントの結果については、第13回会議において配布されたところであり（資料1の中の資料2）、これを短期間の間に作成した事務局の大変な労力はもちろん多とするものである。また、会議の席上においても、事務局からかなりの時間を取ってそれについての説明をしていただいた。

しかし、残念ながら、そのまとめ方が期待していたものと少し違うように思う。つまり、資料1の中の資料2の前注3（1頁。通し番号では26頁）には、「表現が異なっても同趣旨であると判断されるものは、同一の意見としてとりまとめた。」という注記がされているが、そうすると、いろいろな意見が出されたということで種々の意見の内容は分かるが、その意見の濃淡ないしは重みというようなものが分からない状態になっていることになる。会議の席上において、事務局から、個々の意見について「多かった」「相当数あった」などの説明もときどきなされたものの、例えば、同じ意見が100通あった場合にも、一つの意見として記されているということになるので、どの程度の数の支持のある意見かということは、記載上からは判断できないことになる。したがって、項目ごとの総意見数を表示するだけでなく、項目内の意見ごとにそ

の意見と同意見である数を括弧内のような形で表示していただきたかったように思う。これは、どれに分類するのか不明確である意見もあったためなのかもしれないが、そうであれば、それは「同一の意見としてとりまとめた」という限りでのいわば内輪の数字を明示していただければよかったであろう。

結局、資料1の中の資料2は、残念ながら、意見の濃淡という分布を示すものというよりも、意見のバラエティさのほうが強調されたものになっているといえよう。

なお、総務省が法科大学院制度の政策評価に関してパブリックコメントを募集したときには、パブリックコメントそのものが「お寄せいただいたご意見」として公開されたが ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/38572\\_1.htm](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/38572_1.htm)1)、そのときと同様に、今回提出していただいたパブリックコメントそのものも、大量ではあるものの、できるだけ早期にインターネット上で公開すべきであると思う。

- 3 ところで、第13回会議において主に議題となったのは、①「司法修習生に対する経済的支援について」の座長試案、②「法科大学院に対する法的措置等について」の座長試案および③「司法試験について」の座長試案であり、③は、受験回数制限の問題と試験科目等の問題に分かれる。

しかし、このいずれもが、「中間的取りまとめ」において、「本検討会議において更に検討する」とされたものである（①は11頁、②は14頁、③は17頁〔2か所〕）。したがって、いずれも「中間的取りまとめ」の内容を前提にするということであり、パブリックコメントの結果をどう理解し最終的取りまとめにつなげるかという点を十分検討した上でのものになっていない。これでは、多大な時間と労力を用いてパブリックコメントを提出していただいた人の思いを大きく裏切ることになりかねないように思う。とくに、上記①の関係で給費制を支持する意見は、パブリックコメントの結果でも大多数に上っていたと思われるが、そのことの重みを十分に考慮した検討が絶対に必要であるものと考えらる。

なお、上記②については、第13回会議において、その問題点を指摘させて

いただいた私の発言に対し、座長から対案があるのかという旨のご質問をいただきましたが、残念ながら、ご質問の趣旨が直ちには分からず十分なお答えをすることができなかった。私見は、これまでの会議で述べさせていただいたように、法科大学院単位で考えるものではなく、また、現状のままでは法科大学院修了を司法試験受験の要件としないなどとするものであるので、②とは前提が大きく異なるものである。したがって、もし前提がそのように異なってもよいということであれば、これまで縷々述べさせていただいた私見が対案であるということになるし、もしそうではなく②と同じ土俵の上での対案ということであれば、そのような対案は私にはないということになるだろう。そのことをここに補足させていただければと思う。

- 4 「中間的取りまとめ」の際にも述べさせていただいたように、私の考えは、そのほとんどが、残念ながら、本検討会議において単独の考え方であるかせいぜい少数派の考え方であるにとどまっている。その意味では、このままでは、最終的な取りまとめに際しても、ほとんどの問題について私見の記載を求めることが困難であろうことは、十分承知している。しかし、そのこととパブリックコメントの結果を十分尊重することとは一応別のことであり、私としては、最終的な取りまとめに向けて、パブリックコメントの結果を十分考慮したさらなる検討を強く要望する次第である。

以上